

令和 8 年 5 月 2 9 日
中部近畿産業保安監督部

ガス事業法違反に対する改善指示を行いました

中部近畿産業保安監督部は、令和 8 年 5 月 2 9 日付けで中部経済産業局から弥富ガス協同組合に対して改善指示が行われたことに伴い、改正前ガス事業法第 3 7 条の 7 第 2 項において準用する第 3 6 条の 2 の 2 の規定に基づく使用前検査をはじめとする保安に関する規定について、適切に遵守されていなかった状況を把握しました。

このため、本日（5 月 2 9 日）、同組合に対し改善指示を行いました。

1. 経緯

(1) 中部近畿産業保安監督部は、令和 8 年 5 月 2 9 日付けで中部経済産業局から弥富ガス協同組合に対して改善指示が行われたことに伴い、弥富ガス協同組合が、改正前ガス事業法（以下、「法」という。）第 3 7 条の 7 第 1 項において準用する第 9 条第 1 項の規定に基づく特定ガス工作物の変更届出を行うことなく特定ガス発生設備を設置しガスを供給していた事実を把握しました。

(2) また、法第 3 7 条の 7 第 2 項において準用する第 3 6 条の 2 の 2 の規定に基づく使用前検査をはじめとする保安に関する規定について、適切に遵守されていなかった状況です。

2. 中部近畿産業保安監督部の対応

中部近畿産業保安監督部は、本日（5 月 2 9 日）、弥富ガス協同組合に対して文書による改善指示を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、根本原因の究明及び再発防止策を策定し同年 6 月 2 9 日までに報告するよう指示しました。また、関係団体に対して、会員へのガス事業法の遵守について周知徹底を図るよう要請をしました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中部近畿産業保安監督部保安課長 石川

担当者：椿本

電 話：0 5 2 - 9 5 1 - 0 2 9 1（直通）

<参考>

■事業者の概要

名 称：弥富ガス協同組合（法人番号 6180005013544）
代 表 者：代表理事 佐藤 善昭
所 在 地：愛知県弥富市平島東二丁目 161 番地
ガス小売事業：登録番号 E0082

■改正前ガス事業法（抜粋）

法第 8 条第 1 項

一般ガス事業者は、第六条第二項第三号の事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

法第 9 条第 1 項

一般ガス事業者は、第六条第二項第四号の事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。

法第 36 条の 2 の 2

一般ガス事業者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をするガス工作物（その工事の計画について、同条第五項の規定による命令があつた場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるものの工事について自主検査を行い、その結果が次項各号に適合していることについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査（同条第六項の規定によりその工事の工程における検査を受けるべきことを命ぜられた場合には、その検査を含む。）を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査においては、そのガス工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。

二 第二十八条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

法第 37 条の 5 第 2 項第 3 号及び第 4 号 (法第 37 条の 7 第 1 項で読み替える第 6 条第 2 項第 3 号及び第 4 号)

許可証には、次の事項を記載しなければならない。

三 供給地点及びその数

四 特定ガス工作物の位置、構造及び能力別の数

法第 37 条の 6 の 2

簡易ガス事業者は、次条第一項において準用する第十七条第一項の認可を受けた供給約款（次条第一項において準用する第十七条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（次条第一項において準用する第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は次条第一項において準用する第十七条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要に応じてガスを供給してはならない。

法第 37 条の 7 第 1 項

第七条から第十一条まで、第十三条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十五条の二、第二十六条第一項、第二十八条、第三十一条及び第三十六条の規定は、簡易ガス事業者に準用する。この場合において、第八条第二項及び第十条第三項中「第五条」とあるのは「第三十七条の四」と、第二十五条の二第二項中「大口供給」とあるのは「特定ガス大口供給」と読み替えるものとする。

法第 37 条の 7 第 2 項

第三十六条の二の二の規定は、簡易ガス事業の用に供する特定ガス工作物に準用する。この場合において、同条第二項第一号中「前条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）」とあるのは「第三十七条の二の許可を受けたところ又は第三十七条の七第一項において準用する第九条第一項若しくは第二項（第六条第二項第四号の事項に係る部分に限る。）の規定により届け出たところ」と読み替えるものとする。